

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

2024年11月21日号

排出量取引制度の制度設計について  
(法的課題研究会の報告書案の内容を踏まえて)

- I. はじめに
- II. 法的課題研究会における主要な議題
- III. 行政法上の論点を踏まえた制度の大枠
- IV. 排出枠の取引に関する私法上の規律
- V. 排出枠の市場取引に関する規制
- VI. 条例に基づく排出量取引制度との関係
- VII. おわりに

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 武川 丈士  
TEL. 03 5223 7763  
[takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)  
弁護士 鮫島 裕貴  
TEL. 03 5220 1858  
[yuki.sameshima@mhm-global.com](mailto:yuki.sameshima@mhm-global.com)  
弁護士 竹原 裕児  
TEL. 03 6266 8761  
[yuji.takehara@mhm-global.com](mailto:yuji.takehara@mhm-global.com)

## I. はじめに

2024年10月18日、経済産業省及び環境省の主催のもと、第5回「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」（以下「法的課題研究会」といいます。）が開催され、「GX実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書（案）」（以下「本報告書案」といいます。）が公表されました。

本稿では、本報告書案の内容のうち、2026年度から本格稼働する排出量取引制度の具体的な制度設計にあたって、特に注目すべき事項をご紹介します。

## II. 法的課題研究会における主要な議題

法的課題研究会は、今後法定化される排出量取引制度の具体的な制度設計を行う前提として、排出量取引制度に関する日本法上の法的論点について学術的・実務的な観点から考え方の整理を行うことを目的として、現在までに全5回開催されており、以下のとおり法的論点等についての議論が行われました<sup>1</sup>。

各回	主要な内容	対応する本報告書案の頁
第1回 (5月23日)	憲法上の論点 ✓ 営業の自由 ✓ 平等原則 ✓ 財産権 ✓ その他の課題	10~17頁

<sup>1</sup> 法的課題研究会では、これらの法的論点のほかに、排出量取引制度に関する会計上の論点についても議論が行われています（本報告書案42頁以下参照）。

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

各回	主要な内容	対応する本報告書案の頁
第2回 (6月5日)	行政法上の論点 ✓ 排出枠償却義務及び排出枠の行政法上の位置付け ✓ 対象事業者に対する権利救済・権利保護手続等の確保の在り方 ✓ 行政処分への在り方、執行上の法的留意点 ✓ 制度の実効性確保の在り方 ✓ K-ETSにおける排出枠の割当方法からの学び ✓ その他の課題	18～23 頁
第3回 (7月22日)	民法上の論点 ✓ 排出枠の民法上の性質 ✓ 排出枠の取引に関する規律の在り方 ✓ 既存法令との関係 ✓ その他の課題	25～35 頁
第4回 (8月21日)	排出枠の市場取引に係る法的在り方に関する論点 ✓ 取引業者・仲介業者への規律の在り方 ✓ 排出枠取引所への規律の在り方 ✓ 不公正取引への対応の在り方	36～41 頁
第5回 (10月18日)	本報告書案の内容の説明及び議論	—

各回で取り上げられた法的論点は、いずれも今後排出量取引制度の具体的な制度設計が行われるにあたって重要なものですが、以下ではその中でも特に注目すべきと思われる事項に絞ってご紹介します。なお、紙幅の都合上、本報告書案において用いられている各種の用語については特に定義なく使用しています。

### Ⅲ. 行政法上の論点を踏まえた制度の大枠

排出量取引制度においては、まず、①行政庁により排出枠の割当総量・割当方法を定める割当基準が策定され、②これに基づいて、行政庁が個々の対象事業者に対して排出枠の割当量を決定し、排出枠の割当を行います。対象事業者は、自身の温室効果ガス排出量に相当する量の排出枠を調達し、これを償却する義務（以下「償却義務」といいます。）を負担しますが、かかる償却義務が履行できなかった場合、行政庁は、③実効性確保のために、当該対象事業者に対して何らかのサンクションを課すことになります。

以下では、こうした排出量取引制度の基本的な在り方を前提として、①から③までのそれぞれの局面における対象事業者の権利救済・権利保護手続等の確保（下記 1.）、③における制度の実行性確保の方法（下記 2.）、①における割当総量に対する考え方（下記 3.）のそれぞれについて、本報告書案の内容をもとに解説します。

#### 1. 対象事業者に対する権利救済・権利保護手続等の確保

本報告書案 19 頁以下では、上記①から③までの行為を念頭に、排出量取引制度に

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

おける行政庁の行為について、対象事業者に対していかなる権利救済・保護手続が認められるか、又は、認めるべきかについての整理がなされています。具体的には、(1) 上記①から③までの行為が、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟その他の抗告訴訟の対象となるか、(2) そのような訴訟以外に特別な不服申立手続の制度を設けるべきか、また、不服申立前置主義を採用すべきか、(3) 割当基準の策定にあたって利害関係者の権利利益の保護をどのように図るべきか、といった点が検討されています。

まず、(1) については、①は抗告訴訟の対象とはならないが、②及び③は対象となるという整理がされています<sup>2</sup>。次に、(2) については、明言は避けられていますが、特別な不服申立制度については、導入のハードルが高く、また、必要性が乏しいことから否定的な方向での説明がされています<sup>3</sup>。最後に、(3) については、割当基準の策定にあたっては、意見公募手続や審議会等における意見交換などを通じて、利害関係者の関与を充実させることが重要であるとされています<sup>4</sup>。

上記の整理に従えば、対象事業者は、②排出枠の割当量の決定・割当や③実効性確保のためのサンクションの決定に関しては、抗告訴訟により、その適法性を争うことができます。もっとも、本報告書案 21 頁では、「対象事業者からの申請内容を割当基準に当てはめて、できる限り非裁量的に割当量を決定し、割当てを実施することが可能な形としておくことが望ましい」とされており、割当基準の策定の段階で、個別の対象事業者に対して割当が予定される排出枠の量など、対象事業者の個別の取扱いが、ある程度の確実性をもって予測可能な制度設計となる可能性もあります。そうだとすると、対象事業者の立場からは、①の割当基準の策定が最も重要ということになりますが、割当基準の策定については抗告訴訟により争うことができないとされています。すなわち、対象事業者が割当基準の内容や、割当基準に従った排出枠の割当については法的にその適法性を争うことは困難と考えられます。だとすると、対象事業者としては上記(3)の意見公募手続や審議会等における意見交換の段階から、自身の意見が適切に反映されるよう、積極的に関与していくことが重要であると考えられます。

<sup>2</sup> 抗告訴訟の対象となるためには、行政庁の行為に「処分性」が認められる必要があり、その判断要素の一つとして、「直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定する」（最判昭和 39 年 10 月 29 日民集 18 卷 8 号 1809 頁）ものであるかといった要素が掲げられているところ、①の行為については、個々の対象事業者の権利義務を具体的に形成、確定することにはならず、「処分性」が認められないためとされています。

<sup>3</sup> 具体的には、(i)不服申立前置主義はあくまでも行政事件訴訟法上の例外的なルールであることから、それを採用するには相応の理由が必要となる点、(ii)対象事業者間の公平性を確保する観点及び行政庁による事務的なコストを低減させる観点からは、行政庁が、割当基準を機械的に当てはめて、できる限り非裁量的に割当量を決定するといった制度設計が模索されることになるが、裁量の範囲が小さくなるのであれば、第三者機関による専門技術的な審理を行わせる必要性は低く、特別な不服申立制度や不服申立前置主義を採用する必要はないといった点が挙げられます。

<sup>4</sup> 理由としては、①の行為が抗告訴訟の対象とならない場合、対象事業者の権利保護の観点から、割当基準の策定手続において利害関係者等の関与を充実させることが重要であること、割当基準は、行政手続法 2 条 8 号イ、ロに規定する「法律に基づく命令」又は「審査基準」に該当し、その策定にあたって意見公募手続（同法 39 条）が必要となることが挙げられます。

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

### 2. 制度の実効性確保の方法

本報告書案 22 頁では、償却義務の履行の実効性を確保する手段として、「課徴金制度が適切と考えられる」とされています。その理由としては、排出量取引制度が対象事業者に経済インセンティブを付与して温室効果ガスの削減を図るものである点、及び罰金との対比において排出枠の価格に比例した不利益を課することができる点が挙げられています。

この点、GX-ETS の第 1 フェーズ（試行フェーズ）においては、対象事業者が削減目標を達成できなかったとしても、サンクションとしては目標を達成できなかった旨とその理由の公表に留まり、経済的なサンクションは何ら課されていません。第 2 フェーズ（本格稼働フェーズ）から課徴金制度が導入されることになれば、制度の大きな変更点になると考えられます。なお、課徴金が導入される場合の算定方法や事前の手續保障の在り方、罰金を併科する場合の課徴金額の調整方法等については、「検討することが必要になる」といった程度の記載にとどまっています。

課徴金が導入される場合は、その経済的負担のみならず、課徴金を課されたという事実自体がレピュテーションの低下につながる可能性もあるため、実務上の影響は大きいといえます。

### 3. 割当総量に対する考え方

排出量取引制度においては、排出枠の割当基準の策定にあたって、予め排出枠の総量を設定し、その範囲内で、対象事業者に対して排出枠を分配する方法が採用されることが一般的ですが、本報告書案においては、排出枠の総量の厳格な設定が対象事業者間で排出枠を奪い合う構造を生じさせ、割当の結果に不満をもつ対象事業者から数多くの訴訟が提起され、制度の信頼性が担保されなくなるおそれがあることが指摘されています<sup>5</sup>。そのため、こうした点に留意して排出量取引制度の信頼性及び法的安定性を担保するような制度設計が必要であるとされています。

## IV. 排出枠の取引に関する私法上の規律

排出枠に係る権利については、その私法上の性質も含めて、様々な議論がありますが、本報告書案においては、排出枠に係る実体的な権利は登録簿上の記録の外に存在し、当該権利の帰属と移転が登録簿上の記録を基準に決せられるとする考え方（振替証券モデル）<sup>6</sup>を前提として、各種論点の検討が行われています。

<sup>5</sup> 実際に、韓国における排出量取引制度（K-ETS）においては、制度当初から排出枠の総量を厳格に設定した結果、多くの異議申立て・訴訟が提起され、中には長期化しているものも存在します。本報告書案における排出枠の総量の設定に対する懸念には、こうした海外での事例の存在が背景にあります。

<sup>6</sup> 別の考え方として、登録簿上の記録自体が権利であるとする考え方（暗号資産モデル）も紹介されていますが、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律 117 号。以下「温対法」といいます。）の下での京都クレジットや JCM クレジットについては、振替証券モデルの考え方に基づき制度が構築、

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

### 1. 権利帰属、移転の効力発生要件、保有の推定、善意取得

振替証券モデルを前提とした場合、排出枠には、固有のシステム上に電子情報が存在するのみでそれに対応する券面は存在しない一方で、そのような電子情報ではなく、実体上の権利に財産権としての性質が認められると考えられる点において、社債等振替法<sup>7</sup>に基づく振替社債等や温対法に基づく京都クレジット、JCM クレジットと類似の性質を見出すことができます。

そのため、本報告書案 28 頁では、社債等振替法や温対法と同様に、排出量取引制度における根拠法令において、排出枠の権利の帰属、移転の効力発生要件、保有の推定、善意取得に係る規定を設けることが考えられるとされています。

### 2. 排出枠の帰属について口座簿上の記録と実体を巡る問題

#### (1) 真正な保有者による返還請求、口座記録の訂正請求

登録簿上の記録を基準に権利の帰属・移転を規律しつつ、記録と実体的な権利の所在とに不一致が生じ得るという考え方を取った場合、排出枠の売買が意思表示の瑕疵を理由として取り消された場合など、登録簿上の名義人と実体的な権利の保有者（以下「真正な保有者」といいます。）との間に齟齬が生じ得ます。この場合において、さらに売買の当事者以外の第三者に対して、登録簿上の記録が移転された場合、真正な保有者は、当該第三者に対して排出枠の返還を請求することが考えられますが、その法的な根拠をどのように考えるべきかといった問題が生じます。

この点について、法的構成は様々考えられるものの<sup>8</sup>、本報告書案 29 頁では、明文規定がない場合であってもそのような「返還」請求を根拠づけることは可能とされている一方で、法的安定性の観点からは明文の規定が存在する方が望ましいとされています<sup>9</sup>。

また、真正な保有者に対する実効的な救済という観点からは、口座管理者に対する登録簿上の記録の訂正請求権について明文規定を設けることが望ましいとされていますが、その範囲、手続、要件については慎重に検討する必要があるとされています。

運営されているほか、振替証券モデルの方が取引の実情や取引当事者の一般的な認識に沿っているとされています（本報告書案 26 頁）。

<sup>7</sup> 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律 75 号）。

<sup>8</sup> 本報告書案 29 頁では、財産権の侵害を理由とした物権的な請求権としての返還請求権や妨害排除請求権とする考え方や不当利得返還請求（債権的な請求）とする考え方が紹介されています。

<sup>9</sup> なお、登録簿上の名義人に過ぎない第三者は、常に真正な保有者からの「返還」請求に応じなければならないわけではなく、当該第三者が排出枠の取引関係に入る前の登録簿上の記録と真正な権利の帰属との間に齟齬があることにつき、当該第三者が善意（無過失）であった場合などには、取引における動的な安全の確保を目的とした民法上の意思表示の瑕疵に関する第三者保護規定や前述した善意取得の規定による保護の対象となり得ます。本報告書案では、第三者保護の拡張を行うべきか（すなわち無重過失であった者も保護の対象とすべきか）という点についても検討が行われていますが、結論として拡張は行わない方向で検討することも十分に考えられるとされています。

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

### (2) 瑕疵ある意思表示によって移転された排出枠の償却

上記2.(1)のように、排出枠の登録簿上の名義人と真正な保有者とが一致しない場合において、登録簿上の名義人が当該排出枠の償却を行った場合、かかる償却の効果をどのように考えるかという問題があります。

この場合、そのような償却は無効とする考えもありますが、行政庁が真正な保有者を判断することの困難性や排出量取引制度の私法上及び公法上の安定性に鑑みて、そのような償却であっても一律に有効として扱い、事後的に償却の効果を覆すことはできないという制度設計とすることが考えられるとされています。

### (3) 過剰に割り当てられた排出枠の処理

本報告書案 31 頁以下においては、行政庁が排出枠の割当てを過剰に行った場合、当該過剰分の割当てを職権で取り消すことが考えられるとされていますが、かかる取消の効力がどこまで及ぶのかという点が問題になります。

この点については、排出枠に係る取引の安全、信頼を保護する観点から、当該取消しの効力は、原始的に割当てを受けた者に対してしか及ばず、その者から取引によって当該排出枠を取得した第三者に対しては及ばないとする処理を行うことが考えられるとされています。この場合、当該排出枠の割当てを受けた者は、取消の効果として、過剰割当て分の排出枠又はそれと同量の排出枠についての返還義務を負うこととなります。

こうした処理は解釈論によっても可能とされていますが、排出量取引制度全体としての安定性や明確性の観点からは、職権取消しの効果が第三者に及ぶか否かといった点も含めて、法律に明文の規定を設けることも考えられるとされています。

## V. 排出枠の市場取引に関する規制

### 1. 取引業者・仲介業者への規律の在り方

排出枠の市場における流動性を高め、取引を活性化するためには、対象事業者以外の取引業者や仲介業者を市場に参加させることが考えられますが、他方で、取引の参加者の範囲が一般投資家にまで拡大するようであれば、取引参加者の保護のために、取引業者や仲介業者に対して一定の規制を及ぼすことが必要と考えられます。本報告書案 36 頁以下では、排出枠の現物取引市場とデリバティブ取引市場のそれぞれについて、こうした観点から、取引業者・仲介業者の規制の必要性についての検討が行われています。

まず、現物取引市場においては、対象事業者による実需に基づく取引が中心となり、取引の流動性を高める観点から金融機関や商社等の参加を認めるとしても、一般投資家の参加は考えにくく、プロによる取引市場となることが想定されるため、取引業者・仲介業者への業規制（参入規制・行為規制）までは不要という考え方が示されていま

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

す。これに対して、デリバティブ取引市場においては、デリバティブ取引をリスクヘッジ手段として機能させるために、価格変動リスクを自ら負担して利益の獲得を目的とする取引相手方の存在も必要となるため、一般投資家も含めより広い主体の参加を認めることが望ましいですが、一般投資家の参加を認める制度設計にするのであれば、その保護のために業規制を導入する必要があるとされています。なお、本報告書案ではこれらの規制を導入する場合にどのような形でこれを行うのか、具体的には、商品先物取引法又は金融商品取引法のいずれを（又はいずれをも）改正して規制を行うべきかという点については特段触れられていません。

2026 年度から本格稼働となる排出量取引制度においては、当初からデリバティブ取引が導入されることは想定されておらず、当面は現物取引市場のみとなることが予想されます。上記の整理を前提とした場合、デリバティブ取引に係る取引業者や仲介業者に対する業規制が導入される必要性は当面の間は低いと考えられますが、そうした点も踏まえ、いつ、どのような形で規制が導入されるかが注目されます。

### 2. 排出枠取引所への規律の在り方

本報告書案 38 頁以下では、公正な炭素価格の形成を担保するため、排出枠取引所の開設、運営等について、認可等を求めることが、現物取引及びデリバティブ取引のいずれにおいても必要になるとされています。また、現物取引については若干議論があるものの<sup>10</sup>、実需に基づく公正な価格形成を促す観点からは、取引注文ができるだけ一か所に集まるように取引所集中義務を課すべきであるとされています。

現在、GX-ETS の第 1 フェーズ（試行フェーズ）における超過削減枠の取引は、東京証券取引所のカーボン・クレジット市場において実施されていることから、2026 年度以降の本格稼働後の排出枠の取引についても、東京証券取引所の下で市場運営が行われることが予想されます。

### 3. 不公正取引への対応

排出枠価格の相場操縦及び空売りに対する規制については、市場における公正な炭素価格を形成するという目的のために、設けるべきとの考え方が示されています。これに対して、インサイダー取引規制については議論が分かれており、株式等と同じ意味での発行者が存在しないことや情報開示制度の整備が困難であること等を理由に規制を設けるべきではないという考え方がある一方で、排出枠の価格動向に影響を及ぼす未公表の重要事実が想定され得るということや EU における排出量取引制度（EU-ETS）では、排出量取引がインサイダー取引規制の対象となっていることから、日本においてもインサイダー取引規制は設けるべきではないかという考え方

<sup>10</sup> 具体的には、対象事業者及び金融機関等のみが取引を行う場合を想定すると、かかる者が取引所外で相対で取引を行っても公正な価格形成を阻害するおそれは低く、取引所集中義務を課す意義は限定されるといった指摘がされています。

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

も示されています。

仮にインサイダー取引規制が導入された場合、特に金融機関でない対象事業者や商社等にとっては、内部の情報管理体制が整備されていないことが予想されるため、対応が困難になることが懸念されます。したがって、インサイダー取引規制を巡る今後の議論の動向を注視していく必要があります。

### VI. 条例に基づく排出量取引制度との関係

排出量取引制度が法律レベルで法定化されるにあたっては、既に存在する東京都及び埼玉県における条例レベルでの排出量取引制度との関係を整理する必要があります。具体的には、新たに国の法律レベルで法定化される排出量取引制度と東京都・埼玉県の条例レベルで定められた排出量取引制度間で、対象事業者の範囲や削減義務等に重複が生じる場合、対象事業者に対して二重の負担を課すことにつながり、ひいては当該重複を生じさせる条例が、憲法 94 条に規定する「法律の範囲」<sup>11</sup>を逸脱するものとならないかが問題となります。

この点について、本報告書案 16～17 頁では、判例における考え方<sup>12</sup>を踏まえ、排出量取引制度の根拠となる法律の趣旨、目的に着目した分析を展開しています。具体的には、法律による排出量取引制度は、企業の脱炭素投資への促進と経済効率的な排出削減、それによる脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進をその趣旨、目的として、国全体での産業政策、カーボン・リーケージへの配慮等の観点を踏まえて制度設計が行われる必要があるとされています。こうした理解を前提として、法律で国が一律に排出量取引制度の中で対応すべきと考える事項について、条例によって異なる負担等が課せられることとなる結果、法律の目的や効果を阻害することとならないか、ひいては条例が「法律の範囲」を逸脱することとならないかにつき慎重に精査されることが必要とされています。

今後、具体的な制度設計における議論を通じて、上記の問題を踏まえ、対象事業者に過大な事務的負担・経済的負担が生じることにならないように、地方公共団体との対話等も通じて、法律による排出量取引制度と条例による排出量取引制度の制度間の調整が図られていくことが期待されます。

### VII. おわりに

法的課題研究会は、排出量取引制度の具体的な制度設計を議論する場ではなく、排出

<sup>11</sup> 憲法 94 条では、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定されており、地方公共団体は、「法律の範囲」内においてのみ条例を制定する権限を有するとされています。

<sup>12</sup> 判例（徳島市公安条例判決（最判昭和 50 年 9 月 10 日刑集 29 巻 8 号 489 頁））は、条例が「法律の範囲」内で制定されたといえるかどうかを判断するにあたって、問題となる法律及び条例の規定文言の対比のみではなく、「それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるか」を判断することにより決定すると判示しています。

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

量取引制度を日本において導入した場合の法的論点を整理することを目的としたものですが、上記のとおり、そこで議論された項目の多くは、今後の排出量取引制度の制度設計にあたって重要な方向性を示していると評価できます。

排出量取引制度の具体的な制度設計は、2024年9月より内閣官房において設置された「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」において検討が行われていますが、同年10月31日の第3回目の会合においては、本報告書案の概要が事務局説明資料として提出されており、これらも踏まえた上での制度設計の議論が今後行われることが予想されます。今後の展開としては、同専門ワーキンググループでの議論を踏まえて検討された具体的な排出量取引制度の制度設計について、再度法的課題研究会において検討し、その適法性や法的妥当性を検証することが想定されています。そのうえで、得られた案を2025年の通常国会に提出することが想定されているようです。

当事務所は、排出量取引制度の具体的な制度設計に関して、今後もその動向を注意深くフォローしつつ、随時情報発信を行っていく予定です。

## セミナー情報

- セミナー 『[eメタンの導入のための諸論点] 都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた規制・制度のポイント』  
開催日時 2024年11月25日(月) 13:30~15:30  
講師 木山 二郎  
主催 株式会社日本ナレッジセンター
- セミナー 『コーポレート PPA の規制上の論点と契約交渉のポイント~フィジカル PPA・バーチャル PPA の双方を念頭に~』  
開催日時 2024年11月28日(木) 10:00~12:00  
講師 鮫島 裕貴  
主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『長期脱炭素電源オークションとプロジェクトファイナンス~蓄電池、水素・アンモニア混焼、LNG 専焼案件の資金調達~』  
開催日時 2024年12月11日(水) 9:30~11:30  
講師 野間 裕亘  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

- セミナー 『第 5491 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担・関連契約の重要ポイント～」』

開催日時 2024 年 12 月 13 日（金）13:30～16:30

講師 林 裕人

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『グリーンウォッシングを巡る近時の動向と対応 ～カーボン・クレジットを巡る問題も念頭に～』

開催日時 2024 年 12 月 13 日（金）10:00～12:00

講師 鮫島 裕貴

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『水素・アンモニアを巡る支援制度及び法規制の最新動向～水素社会推進法その他関連法令を踏まえて～』

開催日時 2024 年 12 月 17 日（火）13:30～16:30

講師 鮫島 裕貴

主催 株式会社金融財務研究会

### 文献情報

- 本 『ゲノム法』

出版社 株式会社商事法務

著者 吉田 和央
- 論文 「EU 排出量取引制度（EU ETS）—日本の制度設計に対する示唆」

雑誌 ジュリスト No.1602

著者等 武川 丈士

### NEWS

#### ➤ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024 年 8 月 19 日より、正式に業務を開始いたしました。

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーの M&A やアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のカライアントの皆様の近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

### ➤ asialaw 2024 にて高い評価を得ました

当事務所は asialaw 2024 にて Outstanding firm として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が Energy を含む複数の分野及び業種において高い評価を得ております。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナム、インドネシア (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto)、フィリピン (Tayag Ngochua & Chu, a member firm of Mori Hamada & Matsumoto) においても同様に高い評価を得ております。

#### ・分野

##### Industry sector

Japan

Energy (Outstanding)

THAILAND

Energy (Outstanding)

#### ・弁護士

##### Practice area

JAPAN

Distinguished practitioner: 小林 卓泰

##### Industry sector

JAPAN

Notable practitioner: 岡谷 茂樹

THAILAND

Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディボン

Distinguished Practitioner: ジョセフ・ティスティウオン

Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン

Rising star: サランポーン・チャイアナン

### ➤ IFLR1000 2024 にて高い評価を得ました

当事務所と当事務所の弁護士が日本において複数の分野で高い評価を受けております。さらにシンガポール、タイ (Chandler MHM Limited) 及びベトナムにおいても複数の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

## CARBON CREDIT / SUSTAINABILITY BULLETIN

Energy の分野では、下記の弁護士が選出されています。

JAPAN

Highly regarded: 武川 文士

Expert consultant : 前田 博